

## パブリック・コメント(町民の意思表明)手続条例

# 皆さんのご意見をお寄せください

町民主体のまちづくりを進めます

町では「町民主体のまちづくり」を進めるため、まちづくり基本条例を4月から施行します。これを進める具体的な方法の一つとして、パブリック・コメント手続条例の制定を考えています。  
この条例に対する皆さんのご意見をお寄せください。

### パブリック・コメント手続とは？

町の基本的な政策などの策定に当たり、それらの政策などの趣旨、目的、内容などを町長などの実施機関が公表し、広く町民などから意見および情報を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見などの概要および意見などに対する町の考え方を公表する一連の手続です。

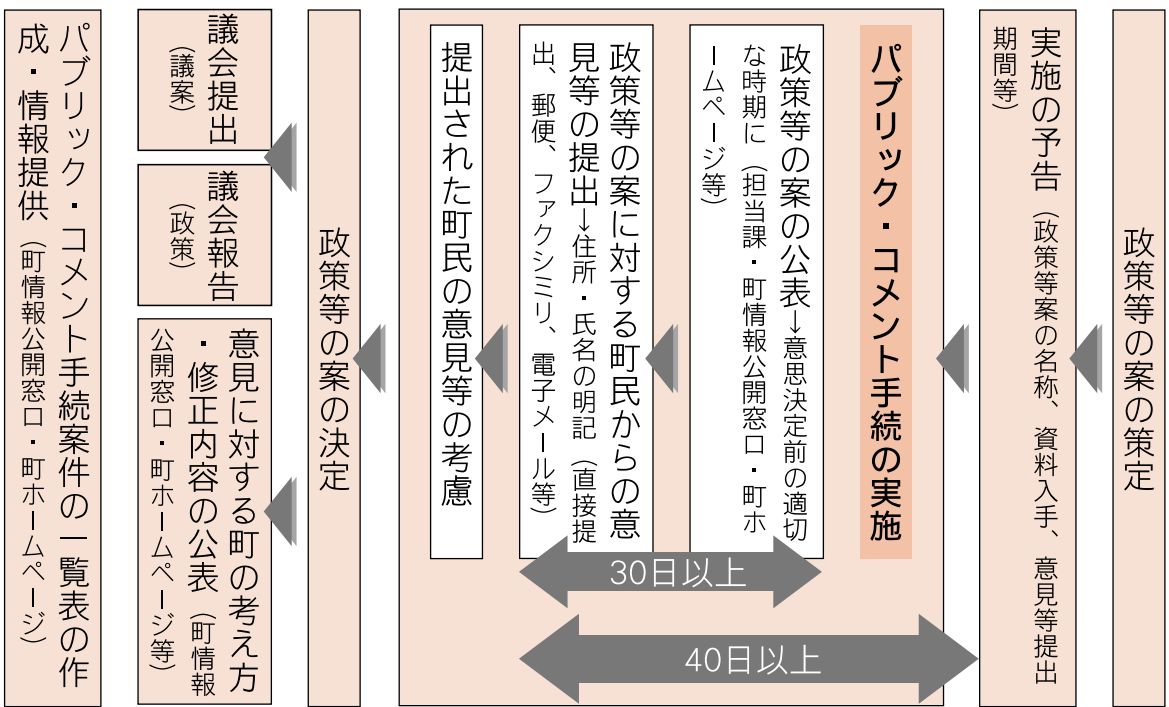
### (仮)パブリック・コメント手続条例とは？

(1)町の政策などの策定に当たり、多くの町民の意見を反映するため、また政策などの策定過程における透明性、公正性を確保するとともに、町民への説明責任を果たし、町民の町政への参画と町民主体のまちづくりを進めていくことを目的とする条例です。  
(2)今までも各課などの判断で、この制度に類似した手法を用

いてきた例もありますが、この条例の制定により、全庁共通の統一ルールとして制度化されます。

(3)この制度は、あくまでも計画などの案の内容をより良いものにするために、町民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするもので、賛成・反対の各意見の多少で判断する住民投票類似の制度ではありません。この制度においては、多数意見も少数意見も一意見として扱います。

## パブリック・コメント手続の流れ



### パブリック・コメント手続の対象は？

(1)大別すると次の三点について実施することになりますが、具体的な案件が、この条例の対象であるか否かは、意思決定を行う実施機関がこの条例の趣旨に基づいて判断し、その判断の説明責任を負います。

①まちづくりにおける基本構

想、個別分野ごとの基本計画・方針などを策定する場合に実施します。なお、公共事業や公共施設などの事業実施計画的なものは、成熟度が高く、実施レベルのもののため、その前段の方針策定段階でパブリック・コメント手続を実施します。

②振興計画、その他の町の基本的な政策を定める計画振興計画基本構想・基本計画など

③個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画など

【福祉】  
高齢者総合保健福祉計画  
次世代育成支援行動計画  
など

【町づくり】  
都市計画マスタープラン、  
地域防災計画、公共用施

【産業】  
設の建設基本構想・計画  
土地区画整理事業の実施  
決定など

【生活環境】  
一般廃棄物処理計画など

【行財政】  
行政改革大綱、地域情報  
化推進計画など

②町政全般または個別行政分野における基本理念や方針、町政を推進するうえで町の基本的な共通の制度を定める場合に実施します。また、条例で町民などの権利を制限したり、町民などに義務を課したりすることがあります。こうした内容を定めるときは、権利制限の程度や課される義務の内容などとのバランスが妥当かどうかなどという観点から実施することとします。

③町政の基本的な制度を定める条例  
まちづくり基本条例、情報公開・個人情報保護条例、清らかな川を守る条例など

④町民に義務を課し、権利を制限する条例  
芳賀町から不法投棄をな

くす条例、土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例など

③町民憲章など、町の基本的な方向性を定める場合に実施することとします。

(2)その他町民などに大きな影響が及ぶもの、一般に町民などの関心が高いと思われるもの、町民などの理解と協力を必要とするもの、行政への町民参画を進めるうえで特に重要と考えられるものについては、構想や検討の段階から実施することとします。

### 資料の配布場所

町企画課、生涯学習センター・各分館、町ホームページに掲載

●意見など募集期間  
2月20日まで

●応募方法  
資料の配布場所に備えてある用紙に記載し、郵送、FAX、電子メールにて

町企画課政策推進室  
028(67)6012

7 2006.2 広報はが